

旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年6月19日学長裁定)

旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項（令和7年3月19日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局等 各講座(分野が置かれている講座においては分野)・学科目・センター等、図書館、<u>病院</u>、<u>学内共同利用施設</u>、監査室及び事務局の各課をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>2 前項第2号において「病院」とは、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第23条に規定される病院及び旭川医科大学病院規程(平成16年旭医大達第84号)に基づき設置された部署を指す。</u> (新設)</p> <p>(公認申請)</p> <p>第3 部局等のSNSアカウントを取得しようとする場合は、部局等の長はソーシャルメディア公認アカウント利用申請書<u>(別記様式第1号)</u>及び運用マニュアルを学長に提出しなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の申請があったときは、旭川医科大学広報企画委員会(以下「委員会」という。)に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき利用の承認又は不承認を決定して当該申請者に通知する。</p> <p>(変更・終了)</p> <p>第4 承認を受けた申請内容に変更が生じたときは、当該部局等の長は速やかに<u>別記様式第1号</u>により変更の内容を学長に届出なければ</p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要項において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局等 各講座(分野が置かれている講座においては分野)・学科目・センター等、図書館、<u>病院の各科・各診療部</u>、<u>国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第26条に規定する部署</u>、監査室及び事務局の各課をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(公認申請)</p> <p>第3 部局等のSNSアカウントを取得しようとする場合は、部局等の長はソーシャルメディア公認アカウント利用申請書<u>(別記様式)</u>及び運用マニュアルを学長に提出しなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の申請があったときは、旭川医科大学広報企画委員会(以下「委員会」という。)に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき利用の承認又は不承認を決定して当該申請者に通知する。</p> <p>(変更・終了)</p> <p>第4 承認を受けた申請内容に変更が生じたときは、当該部局等の長は速やかに<u>(別記様式)</u>により変更の内容を学長に届出なければ</p>

ならない。

- 2 学長は、前項の届出があったときは、委員会に当該届出内容の審査を付議し、その審査結果に基づき利用の継続又は中止を決定して当該申請者に通知する。
- 3 部局等のSNSアカウントの利用を終了するときは、当該部局等の長は速やかに別記様式第1号により利用の終了を学長に届出なければならない。

(略)

(定期報告)

第9 部局等の長は、部局等のSNSアカウントの運用状況について翌年度の4月末までにソーシャルメディア公認アカウント利用定期報告書(別記様式第2号)により学長に報告しなければならない。

(新設)

- 2 学長は、前項の報告があったときは、委員会に当該内容を報告しなければならない。(新設)

第10～第12 (略)

附 則

この要項は、令和7年6月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第3、第4関係)

別記様式第2号(第9関係) (新設)

【改正理由】

委員会において運用状況を定期的に確認するため、報告書の様式等を定めるとともに、部局等の定義について記載を整備する。

ならない。

- 2 学長は、前項の届出があったときは、委員会に当該届出内容の審査を付議し、その審査結果に基づき利用の継続又は中止を決定して当該申請者に通知する。
- 3 部局等のSNSアカウントの利用を終了するときは、当該部局等の長は速やかに (別記様式) により利用の終了を学長に届出なければならない。

(略)

第9～第11 (略)

別記様式

(新)

別記様式第1号 (第3, 第4 関係)

ソーシャルメディア公認アカウント利用申請書

旭川医科大学長 殿

申請年月日 (和暦) 年 月 日

申請者 (部局等の長)

所属 _____

職名・氏名 _____

ソーシャルメディア公認アカウント利用について、下記のとおり申請します。

なお、ソーシャルメディアの利用等にあたっては、旭川医科大学広報活動の基本方針，旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウント運用ポリシー，旭川医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン，旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項，大学の諸規則等及びソーシャルメディアで定めるルールを遵守します。

記

①申請区分	<input type="checkbox"/> 新規			
	<input type="checkbox"/> 変更 変更内容 (_____)			
	<input type="checkbox"/> 終了 (終了日 年 月 日)			
②日常運用者	所属	職・氏名	電話	E-mail
③利用サービス 名称	<input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> YouTube <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> Threads <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
④利用目的				
⑤利用アカウント	アカウントの ID: アカウントの表示名称:			
⑥URL				
⑦利用開始期間	<input type="checkbox"/> すでに利用開始 <input type="checkbox"/> 利用開始予定日 (年 月 日)			
⑧利用終了期間	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 利用終了予定日 (年 月 日)			

(旧)

別記様式

ソーシャルメディア公認アカウント利用申請書

旭川医科大学長 殿

申請年月日（和暦） 年 月 日

申請者（部局等の長）

所属 _____

職名・氏名 _____

ソーシャルメディア公認アカウント利用について、下記のとおり申請します。

なお、ソーシャルメディアの利用等にあたっては、旭川医科大学広報活動の基本方針，旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウント運用ポリシー，旭川医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン，旭川医科大学ソーシャルメディア公認アカウントの管理及び運用に関する要項，大学の諸規則等及びソーシャルメディアで定めるルールを遵守します。

記

①申請区分	<input type="checkbox"/> 新規			
	<input type="checkbox"/> 変更 変更内容 ()			
	<input type="checkbox"/> 終了 (終了日 年 月 日)			
②日常運用者	所属	職・氏名	電話	E-mail
③利用サービス 名称	<input type="checkbox"/> X <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> YouTube <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> Threads <input type="checkbox"/> その他 ()			
④利用目的				
⑤利用アカウント	アカウントの ID: アカウントの表示名称:			
⑥URL				
⑦利用開始期間	<input type="checkbox"/> すでに利用開始 <input type="checkbox"/> 利用開始予定日 (年 月 日)			
⑧利用終了期間	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 利用終了予定日 (年 月 日)			

